

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月13日提出
【ファンド名】	三井住友・Jリートアクティブファンド<ラップ>
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「三井住友・Jリートアクティブファンド<ラップ>」につき、繰上償還することになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 繰上償還の年月日

2020年7月21日

(ロ) 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドにつきましては、全受益権口数に対して受益者から解約の申込みがあり、信託約款に規定する「信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」に該当するため、繰上償還することを決定しました。

(ハ) 繰上償還にかかる情報の受益者への提供または公衆縦覧

信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な信託契約の解約に該当するため、法令に基づく情報提供または公衆縦覧は行いません。

なお、当ファンドの知っている受益者に対しては、信託終了に関する情報を記載した書面を交付します。

以上